

## 第7回行政改革専門小委員会

日 時 平成20年11月5日(水)

14:30～16:00

場 所 島根県職員会館 健康教育室

委員長 本日の委員会は提言の検討を行うことといたします。

それでは早速議事に入ります。

これまでの議論を踏まえまして、私の方で提言素案を作成いたしました。これをたたき台にして御協議いただきたいと存じます。まず提言案の構成ですが、まず第1が「はじめに」、第2が「提言」、第3が「おわりに」の3部構成としております。2番目の「提言」の中で公の施設、外郭団体それぞれの見直しについてまとめております。

それでは、委員の皆様には提言案の全体像を把握していただくため、事務局の方で読み上げていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

〔提言素案読み上げ〕

委員長 ありがとうございます。

それでは、これから協議に入りますが、その前に私の方から少し補足させていただきたいことがございます。

前回第6回の会議では、提言のわかりやすさを考えると具体的に施設の名称等を例示した方がいいのではないかという意見もありました。また、事例という形で載せるのはわかりやすさということではいいけれども、具体的に提言の中に盛り込んでもいいのかという御意見もございました。

今まで会議を重ねてきたわけですが、実情は対象の施設や団体の当事者と議論を重ねたものでもありません。また、代表的なものを取り上げたということでありまして、すべてを個別に取り上げているわけでもないのが実情でございます。そこで、個別具体的な提言まで踏み込むことには制約もあろうかと思っ、提言の素案におきましては、これは1ページになりますが、1ページの下の下段のところ。「本提言においては、個々の公の施設・外郭団体については対象数が多く、限られた期間・審議機会にあって、個別具体的な提言までには及んでいない」というような表現を使っております。

提言には、皆様方の御意見やその御真意を酌み取り、論調や構成、それから書き方を工夫いたしまして何が言いたいのかわかるように書いたつもりでございます。御審議の中でこの件を含めまして協議していただければと思っております。何分、施設と団体合わせた提言になりますので、非常に量が多うございます。先ほど全体像を通して説明して、事務局の方に読み上げていただきましたけれども、通しまして御意見等がございましたら御発言いただけますでしょうか。

委員 いいですか。

委員長 よろしく願いいたします。

委員 まず委員長さんに素案を作成していただきまして、大変御苦労があったと思います。大変感謝しております。

構成として特に異論もありません。具体的記載をした方がということは前回私が申し上げたところでして、先ほどの委員長さんのお話で、この提言の中にはそういうことを盛り込めなかったということも理解できます。ただ、そうはいつでも、やはり中には非常にいい意見もあったものですから、何かそういう意見を公表できるような方法がないのかなというふうには思います。例えばこの提言とは別の形で、委員長さんのメモというような形で書いて出すというようなことはいかがかなというふうに思います。

委員長 ただいまのご意見について、いかがでしょうか。

委員 そうですね。今まで皆さんが提言されたことをまとめるという意味ではとても必要なことかなと思います。ただ、そのメモに対してどのぐらいの縛りを持たせるのかというあたりも含めてお話ししておいた方がいいと思います。もし出すとしたら、確かに整理という意味ではあった方がやりやすい部分もあるのかもしれませんが、それが提言と同格のものになってくるということになると、先ほど委員長が話されたことが少し違ってくるのかなと思います。どの程度がよろしいですか。

委員長 確かに微妙なところでございます。実際には非常に細かく具体的に一つ一つ提言はまとまっております。私どものさまざまな意見は議事録には残っていますが、それを整理しておいた方がいいのではないかと。その整理したものをどの様な取り扱いにしたらいいのかであります。実はこれを書くに当たって一通り整理してはございます。

委員 そうですね、委員長の素案で書いていただいたような背景というところもありま

すし、あと議事録で公表されているという部分もありますので、多分自分たちの施設なり団体のことだなというふうにぴんとくるものもあると思います。ただ、ぴんとこないようなものについてちゃんと伝えるという意味で先ほどおっしゃったような、ちょっとまとめたもので事務局からうまく伝えていただけるような形を御検討いただければいいのかなと思います。

それと、それに付随して1点、以前の会議にあった意見で、県の施設を利用しているも県外に出ていってしまうということがありました。本論とは少し外れるかもしれませんが、より戻ってきてもらえるような利用が考えられると一石二鳥ですし、非常にいい意見だと思いますので、今回の枠組みでいくと、なかなか当てはめるところが難しいとは思いますが、そういうメモをつくる時にはその辺はきちんと出していただけるとありがたいなと思います。

委員長 確かに非常に広範囲でさまざまな要素があって、すべてを一つひとつ提言の中に盛り込めないといった事情がございます。また、メモを提言と同等に位置づけるかどうかという問題があるわけですが、先ほどの意見そういうふうなものがある程度整理して、公表は別としても事務局なり行政の方にきちんとお渡ししておいた方がいいということがございますか。

委員 この提言をまとめられた根底にはそういう意見の集約、集積の結果があると思います。具体的な中身についての限界というのは先ほど委員長さんがおっしゃったとおりだと思います。我々は、すべてを見ているわけじゃありませんし、限られた情報の中でやっております。限られたこの会の中でしか意見を述べていないわけで、中にはこれはちょっとどう見てもおかしいという意見も他の方は持たれるのではないかと思います。

ただ、この提言を踏まえて、具体的にどうこれに取り組むかという一つの検討材料にはなると思います。その中でこれはもうおかしいからやめたといったら、それでもいいと思うんですよ。それは、そういう意見はよくないよということを確認していただけたら、それはそれでいいことであろうということで、正直言いますといろいろ各委員さんが発言される中で私はどうかなと思うのも実はありますが、そういうことは別にして検討材料だということではいかがかなというふうに思います。

委員長 そういう意味でいえば、今後の検討材料として行政の方にもお渡しするという考え方でよろしいですか。

委員 はい。

委員長 その点はひとつ考えてみたいと思います。どういう形でそれをお渡しするかということにつながるとは思いますけど、それについてはまた検討させていただきます。

事務局の方はそれでよろしいですか。

事務局 私どもは今までの議論をきちんと議事録等でフォローいたしておりますので、個別の具体的なものは十分承知しております。ですから改めてそういうものをいただかなくても、提言と今までの議論などを振り返ることによりまして今後の検討に生かさせていただきたいと考えております。

委員長 そのこのところはもう一度検討してみたいと思います。実際に提言に当たって皆様方の御発言の内容をまとめてございます。したがって、それをどういうふうに生かすかということはまだ少し考えてみたいと思っております。

それでは、そのほかにもございますでしょうか。文章や表現のところ、これはどうかというところがございましたら御発言いただけませんか。

委員 ちょっとよろしいですか。大変細かい話になると思いますが、幾つか。

まず、11ページ。基本的な考え方の下から4行目、「そして、住民に身近なサービスについては市町村等の基礎的自治体等に委ねることで」という中のこの「等」というのは具体的にどういうものをイメージされているのか、具体的に何を想定されているのかということをお教えいただきたいのと、それから同じページの一番下ですけど、公益法人制度改革のことが書かれています。今回のこの提言は、この公益法人制度改革とは特段関連はないものと私は考えておりました、たまたま制度改革の時期と重なっているからこういう記載がされていると理解しております。この下の2行の「団体の自主財源確保に向けた寄附金の活用」、これは寄附金を受け入れやすくするという公益法人制度改革の趣旨の恐らく一番の目的じゃないかと思うんですけども、その次の「スリム化に向けた組織の統合、共通事務の集約なども検討が必要」というのは、これはそのとおりだと思いますが、公益法人制度改革とは特に関係はないのではないかなと思います。もしこの4行が公益法人制度改革についての記載ということであれば、後半のところはどうなのかなというところがあります。

委員長 「住民に身近なサービスについては市町村等の基礎的自治体等」と、「等」が2つあってちょっと読みにくいですが、この市町村そのものが基礎的自治体ということだと思います。では基礎的自治体のほかに何かあるかですが、よく言われるコミュ

ニティビジネスというような地域の活動みたいなものがありますね、そういうものもあるのではないかとあって「等」を使っております。

それから、広域的に一律になるサービスというもの、これは確かに必要ですけども、今、地域地域で実情が違うので、その地域地域でサービスを担うことも重要になってくるということで、細かいサービスが可能になる利点を生かして考えていくことが必要ではないかとここは書いています。

それから、その下のことですけども、確かにその下は本年度12月から施行予定の公益法人制度改革に対応、下の行もその対応ではないかというように読めるわけです。ここは、寄附金のところは確かに公益法人制度改革に関連するのですが、その下のところ、その右側の「スリム化に向けた組織の統合、共通事務」というのは今までの課題そのものを2つあわせて書いております。これはつながりを持って書いているわけではありませんが、ただ、読みにくいというのは確かにありますので、そこは考えさせていただきたいと思います。

その上の住民に身近なサービスの件のところについてはこのようなお答えでよろしいでしょうか。

委員 はい、結構です。

委員長 何かございましたら。

委員 8ページのところ、これは確認ですけども、指定管理者制度のよりよい運用になるようにということの2つ目でマニュアル策定の義務化というようなことがございます。指定管理者の公募条件の中でそういったマニュアルをつくるようなことが既に入っているのでしょうか。入っていないということでさらにこういうふうにされているのか、それとも必ずしも統一されてないのでそういった視点でということなのか、そのあたり現状を教えていただければと思います。

事務局 今の制度下ではこの点は義務化まではしていません。そういったことでばらつきがありますので、この項目は制度としての話としてはよろしいかと考えています。

委員長 自分が手がけている提言を修正するのはおかしな感じがしますが、8ページの指定管理者制度のところですけども、ここに(ア)のところが一番下の項目、民間ノウハウのさらなる活用、それから括弧して直営施設への指定管理者制度導入等の検討、括弧がありますが、(イ)ではまた同じようなことを書いていまして、改めて見ますと括弧は要らないのではないかなと思います。いかがでしょうか。

委員 そうですね。この )の方、取りますか。

委員 この )の中の括弧の中を削ったらいけませんか。

委員長 そうすると民間のノウハウのさらなる活用の検討というのは、やはり当然指定管理者制度にとってはさらにこういうところは大切だという話ですね。

委員 はい、置いといて、なおかつ。

委員長 括弧を取るということにさせてもらってよろしいですか。

それから、(イ)ですけれども、その一番上に(ア)の項目のところに17年の一斉導入によりサービス向上、縮減に大きく寄与してきたと書いてあって(イ)のところでもまた同じようなことに触れておりますが、これは二重ではないかというような気がしなくもないのですが、それはいかがいたしましょうか。

委員 いいですか。

委員長 はい。

委員 この(イ)の方、確かに導入ということでは重複している感じがありますが、(イ)のところでも民間側の関心が高いというのは民間側の事実だと思いますので、その前段として導入されたということがあるのであれば、このままでもいいのではないかと思います。

委員長 それでは、民間側の制度への関心も高いということが、ここに明記された方がわかりやすいということであれば、このままでさせていただきます。

委員 よろしいですか。

委員長 はい。

委員 14ページ、(イ)ですけれども、(イ)は売却目的財産を持っておられるところについてを書いてありますが、後半の「また」以降は売却目的財産以外の余剰財産の運用のことですので、どちらかということこれは上の(ア)の続きにこれを入れたらどうかと思います。

委員長 もしくは別に。

委員 別でもいいです。

委員 はい、別立てで。

委員長 一つひとつが長いですからね。

委員 別立てがいいですね。

委員長 そうすると、(ア)の下に責任体制や意思決定を持ってきて、(イ)以下を一

つずつずらすということですが、この順番は並べてみてどちらがいいか考えさせてもらいます。

委員 ちょっといいですか。

委員長 はい。

委員 11ページのところですけど、基本的な考え方というところで「一つには、現在の外郭団体の活動領域におけるズレ、重複の問題がある」と、こう書いてあり、二つには云々と書いてありますよね。その基本的な考え方というタイトルに従い、この書き方がいいのかどうか。言わんとしていることはすごくよくわかるのですが。

委員長 そうですね。

委員 言わんとしていることは痛いほどよくわかるのですが、重複の問題に対してどう対応していくかということですよ、対処していくかという考え方として。

委員長 それを重複なのか、「ズレ」なのかというのはなかなか難しいところがありますね。

委員 そう、言わんとしていることはすごくわかるんだけど、ここの辺、もうちょっと違った書き方があるのかなという気がして。

委員長 ここが一番民間らしい書き方だと思います。この活動領域の「ズレ」と重複の問題ですけど、例えば重複というのは量ですよ。「ズレ」というのは、要するにサービスを行う方としてはサービスをきちんと行っているが、受益してる方からするとそれほど感じてないと。

委員 そうです。

委員長 だから、逆に効果が上がらない、利用率が上がらないとか、期待した効果が現れないとか、それが基本的に「ズレ」ですね。

委員 そうですね。

委員長 それをあらわすというのは非常に難しい。

委員 社会経済環境の変化に伴い、活動が利用者ニーズに適合しなくなったにもかかわらず、継続されている面が見受けられるとすると……。

委員長 そういうところが「ズレ」なんです。

委員 比較的よくわかるような気がします。

委員長 要するにそこで適合してない「ズレ」という、括弧して「ズレ」が来ているんです。

委員 とても大事なところだと思います。

委員長 ですから、一つは活動領域には「ズレ」と重複の問題があって、その下は「ズレ」の説明をしているんです。

委員 そうですね。

委員長 それから、その下、「また」のところからは重複の問題を説明しているわけです。

委員 そうですね。今までの議論に加わっていた私たちはとてもよくわかるのですが。

委員長 そうです。

委員 微妙なところですね。

委員長 ここは事務局からもわかりにくいと随分言われたところでして。行政の方からするとわかりづらいという話になりますけど。「ズレ」と重複という話が一番手っ取り早い言葉かなということです。

委員 言葉としてはわかります。意味はわかります。

委員長 そののところ、難しいところです。

委員 大事なことですけど。

委員長 それで、「ズレ」と重複で説明した方が結局が一番よくわかるのではないかと考えたわけです。

委員 よろしいですか。

委員長 はい。

委員 16ページの(ウ)の最後のところですが、この(ウ)は県の施策との整合性を確保する、それから適切な事業実施をするということではそれではそれではよろしいと思いますが、最後のところで県として指導監督を徹底すべきであるというのは、そもそもこういう外郭団体に施策を実際やってもらうということは、外郭団体でやった方が効果があるという判断でやるということです。そういう中で県としての指導監督の徹底というのは、さらにまた県がそのやり方についていろいろ口を出すよというような意味合いにとれるので、確かに整合性の確保だとかということは十分必要ですが、この「指導監督を徹底すべき」という書きぶりはちょっと違うような気がします。

委員長 わからない者から見れば当然じゃないかという話もあるし、逆に経営評価をされているんだから、それは徹底になっているんじゃないかというふうなことも言えるのかもしれない。



県のお立場からすると、ここはいかがでございますか。

事務局 これは一方で(ウ)の前段で「自主的・自立的な団体運営を推進する」というのが基本にありまして、「一方で、経営評価団体など県の施策と関わりの深い団体については、県の施策との整合性を確保するとともに、適切な事業実施及び団体運営が可能となるよう、県として指導監督を徹底すべき」ということで県が全てについて指導監督というのではなくて、そういう県の施策との整合性確保、あるいは適切な事業実施及び団体運営が可能となるような観点からの指導監督とお読みいたしましたけれども、もっと適切な表現があれば御検討いただければと思っています。

委員長 これは外郭団体の要素も2つあるという話で、自主的、自立的とは一体どういうことなのかというのは団体さんの、県とのかかわり合いの中でも違いが出てくるわけですね。そうかといってかかわり合いが深いところも自主的、自立的に運営していかなくてはならないという一つの命題があって、そこをうまく整合性を図るようにきちっと適切な事業にしてくださいと。それを県としては指導監督を徹底するということですが、いかがでしょうか。

委員 指導監督っていうからかたい感じになるけれども、法に適合、きちっと適合した文面でなければいけないですね。だから、運用の部分は法に則っているかというあたりは見ていかなきゃいけないことなので、この指導監督という言葉は助言とかアドバイス、何かそういう形にしちゃうとやわらかくなり過ぎてしまいます。やっぱり指導監督にしておかないとだめだと思います。運用などについて、やっぱり指導監督ですかね、今までの言葉で言えばそうなるけど、法からずれたら、何のための事業かわからなくなってしまうし、そこは守っていかなくちゃならないでしょう。ただ、内部の運用というのは、私たちNPOから見ると何でそんな要らない仕事をやるのか、ここなんかやめてこうしたらいいよみたいことが結構あります。だから、それは自主的にやらせてもらって、法からずれたり、違反になったりしないような運用していくということになりますね、結局。

事務局 そうですね。

委員 だから、指導監督というのがかたく感じるのかもかもしれません。

事務局 そうですね。語感の問題として、非常にかたく受け取られるようであれば、おっしゃるとおり、表現を工夫して、もう少し適切な、理解をしやすい表現にと思いますが、法令用語上は指導監督という言い方になります。

委員 そこですね。

事務局 一般的な受けとめ方がそうだというのはおっしゃるとおりです。

委員 私は別に抵抗はないですけど、多分民間の人から見ると、かたいなという感じになるのではないかという気がします。ただ、言わんとしている、ずれたらいけない、違反があったらいけないというあたりは徹底して指導監督していく。だけど、運用そのものは自主的に、斬新にやれと、そういうことですね。

事務局 それはおっしゃるとおりです。

委員 だから、何かいい言葉があればいいのかなという気がしますけれども、どうでしょうか。

委員長 指導監督というのは非常に使いやすい言葉。これはまた、検討してみます。

委員 結構、民間はアイデアとか、斬新ないいアイデアを出されるけど、法からはずれていっちゃうようなことがあるわけですよ。それは違うよっていうのをやっぱり書くべきだと思います。

委員長 さっきのずれと同じで。

委員 そうです。

委員長 よくわかるんですけど。

委員 だから、大事なことで、書かなければいけないことだと思います。どう書くかの問題かなと思います。

委員長 ただ、助言というわけにもいかないでしょう。

委員 いや、助言でもないんですよ。本当は指導監督だけど、多分、民間の人から見るとかたいと思われる。難しいですね。

委員 ちょっと、いいですか。

委員長 はい。

委員 この趣旨はそもそも外郭団体に何でこういう県の事業を、施策をさせるのかというところから始まると思います。私が考えているのは実際の施策の実行においては民間の意見を十分酌み取った上で実際にやってほしい。そういうことがないと外郭団体にやる意味がないわけですし、そうであるならば当然その外郭団体はその施策において自主的、自立的な運営をした上で行っていくと。この県の施策の整合性ということとは、そうはいつでもそれがあくまでも県の施策の実行部隊だという考え方をすれば、そこからずれてはいけないんだと、ずれることがないようにしなさいよということで

ということは、この（ウ）のことはそれぞれの外郭団体が自分たちの持つ役割を十分認識して活動してくださいよという趣旨のことですよ。

委員長 そうです。

委員 そうですよ。そうであれば最後の指導監督というのはそれを何かまた上から頭で抑えつけるようなイメージを私は持ってしまって、それは何のために外郭団体にさせるのというふうに読んでしまうんです。

委員 民間はそう読まれると思います。

委員 それで、どうかなと思うのが私の発言の趣旨です。

委員 そうだと思います。だけど、言わんとしていることは今、私が言ったことと同じことですが。

委員 そうです。

委員 自主的に運営していくんだよってということはもう前提で出すわけですから。ただ、法律だけじゃなくて、その下にいろいろあるでしょう。条例とか。そういうのがもろもろ絡んだときに、本当に一生懸命やっても知らずにずれていくことってあるんですよ。そこはやっぱり行政のプロが見ないと、わからない部分もあるだろうし、やっぱり一言出さないといけないんじゃないかなと。ただ、それをどう表現するか。今、おっしゃったようなことではあるんですけど。

委員 それでは、指導監督はいいとしても、徹底すべきというところを何かほかの言葉を考えましょうか。

委員長 そうですね、指導監督はいいとして。御趣旨はわかりましたので、書き方を考えてみます。

委員 そうですね。

委員長 それでは、前回の会議の中でありましたけれども、提言の後、どのようにするのが大切で、実効性を持たせるための組織があってもいいのではないかという御意見もございました。これを最終章の「おわりに」の文面にどう書き込むかであります。この「おわりに」のところの文面について皆様方の御意見をちょうだいしたいと思います。取り組み内容によっては相当な困難が伴うことは間違いありませんが、それをどのような形で実効性を確認していくのかということになるかと思えます。

委員 私は前回の議論の中でそういったところの御検討はどうしようかというふうに提案はしたのですが、この委員会自体が改革推進会議の下部の専門小委員会だという位

置づけで、2ページにはその検討の経過の中で改革推進会議の中に位置づけられているということは書いてありますが、それをもう少し、最後でもまた明確に出して、その枠組みの中で実効性も高められるようにすればいいのかなというふうに思います。

委員長 確かにこの専門小委員会は改革推進会議の中に設けられた委員会であります。御存じのように改革推進会議は、オープンな会議になっております。これは予算を上げるとき、それから予算を実際に組むときには会議が開かれるわけですし、定期的に会議を開くような形になっています。当面、改革推進会議は継続というふうに聞いております。行政改革もその中に位置づけということになりますので、これは県の事務局の方とも相談してみたいと思います。そういったことも選択肢の一つとして考えさせていただきたいと思います。

ここでは実際に見直しを進める道筋として云々から、それから見直しについては一定の期間を要するものやそうでないものが想定されると。成果については一定の期間ごとに県民にわかりやすく情報を開示する必要があるという、その開示の場所をその様な会議、組織に持ってもらおうというのも一つの考え方だと思います。

ほかに御意見がございましたら。

委員 私は提言を出して投げっ放しじゃなくて、定期的にそれを1年とするのか、そこら辺はわかりませんが、改革推進会議に諮っていくこととか、経過報告することはいいことであるなという気はします。ただ、改革推進会議がいつまで続くのか、によるのかもしれないね。

委員長 事務局の方からまたそのところは。

事務局 当面、改革推進会議は続いていくものと私どもは認識している次第でございます。特に期限が定まっているというわけではございません。

委員 多分それが一番いいかなと思います。

それから、ここに県民にわかりやすく情報を開示するとあるけれども、この開示の仕方、情報公開は必要ですが、これをするために多額のお金を使っても仕方がないと思いますので、そこら辺のところも検討の余地があるのかなと思っています。

委員長 それでは、県の方と相談してこのところは書き加えたいと思っております。

全体を通してほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

先ほど委員長メモのお話がありました。それで、委員長メモの位置づけの話もでございます。実際にはそれをどうするかについてですけれども、基本的には随分この公の施

設、それから外郭団体についての書き込みについては相当論調や構成、それから書き方に工夫を加え、できる限り具体的にわかりやすく書いているつもりでございます。先ほどもありました委員長メモについてはもう一度こちらの方で検討したいと思えます。ただ、位置づけについてはそれを提言と同格に位置づけるものではないということをお認識していただきたいと思えますが、それでよろしいですか。

ほかに御意見がございませんでしたら、今回いただきました御意見をもとに修正し、最終案を次回提出しまして、確認したいと思えます。

それから、最終は11月の17日という予定になっております。その間、まだ時間がございますので、やはりこうした方がいい、いや、こうあるべきだという御意見がありましたら、事務局、または私の方に御連絡していただきたくお願ひします。御提案を酌み取りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日予定していた会議は終了いたしました。

次回の委員会は11月17日に開催いたします。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。